2025年５月21日

各　位

会　　社　　名　株式会社芝浦電子
代　表　者　名　代表取締役社長社長執行役員　　葛西　晃
（コード番号　６９５７　東証スタンダード市場）
問　合　せ　先　執行役員経営管理部長　　星ノ谷　行秀
電　話　番　号　０４８－６１５－４０００

ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更（賛同・応募中立）についてのお知らせ

当社は、2025 年５月１日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（その後の変更及び訂正を含み、総称して以下「2025 年５月１日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、ミネベアミツミ株式会社（以下「ミネベアミツミ」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に基づく公開買付け（以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。）に関して、2025 年５月１日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する決議を行ったことを公表しておりました。

また、当社は、2025 年４月 10 日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する反対の意見表明のお知らせ」において、公表しましたとおり、YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）が設立した中間持株会社である YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「YAGEO Electronics Japan」といい、YAGEO 及び YAGEO Electronics Japan を含む YAGEO の子会社を総称して「YAGEO グループ」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「YAGEO 公開買付け」といいます。）の開始予定（以下「YAGEO 公開買付け予定」といいます。）に関して、取締役会が賛同意見を表明し、応募推奨をすることを決議していたミネベアミツミ公開買付けと択一的な関係にあるため、2025 年４月 10 日時点における当社の意見として、取締役全員の一致により、YAGEO 公開買付けが開始された場合には、YAGEO 公開買付けに対して反対の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、YAGEO 公開買付けに応募しないようにお願いすることの決議も併せて行っており、その後 2025 年５月１日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースにおいて公表しましたとおり、YAGEO 公開買付け予定に対する当社の従前の意見に変更がないことを確認しておりました。

その後、YAGEO が、2025 年５月８日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「2025 年５月８日付 YAGEO 公開買付開始プレスリリース」といいます。）において、公表しましたとおり、YAGEO 公開買付けが 2025 年５月９日より開始しており、YAGEO は YAGEO 公開買付けにおける公開買付価格（以下「YAGEO 公開買付価格」といいます。）を、2025 年４月 17 日付で YAGEO が公表しておりました 5,400 円から、6,200 円に引き上げております。

これを受けて、当社は、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行ってまいりました。

当社は、経済産業省が 2023 年８月 31 日付で公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」（以下「企業買収行動指針」といいます。）を踏まえ、「株主の利益にとって適正な範囲を超えて不当な取引条件」であると評価される場合でない限り、公開買付けに対して賛同するか否かについては当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断するべきと考えているところ、ミネベアミツミ公開買付けは不当な取引条件ではなく、また、当社の株主をミネベアミツミ及び株式会社アドバンテッジパートナーズ（以下「AP」といいます。）又は AP が指定する AP のグループ会社のみとするための取引が、YAGEO 取引

に比べて当社の中長期的な更なる成長と企業価値向上に資するとの考えに変更はありません。以上の事情を踏まえると、当社としては、現時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であると考えております。一方で、ミネベアミツミ公開買付けにおける公開買付価格（以下「ミネベアミツミ公開買付価格」といいます。）5,500円が、YAGEO公開買付価格6,200円を下回っていることから、当社及び当社の特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）は、ミネベアミツミに対して、2025年５月12日にミネベアミツミ公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請したところ、2025年５月16日に、ミネベアミツミから、YAGEO公開買付けには我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）の事前届出の必要性について疑義があると考えていること、仮に今後YAGEOにおいて、YAGEO公開買付けの公開買付期間中に、当社株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、ミネベアミツミとして対応策を積極的に検討していく旨の回答がありました。

この点については、当社としても、YAGEOが公表した2025年２月５日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「YAGEO予告公表プレスリリース」といいます。）に記載していた外為法及び台湾対外投資規制の申請及び承認スケジュールから遅延が生じており、YAGEO取引の実現可能性に疑義が生じていると考えており、また、YAGEO取引については当社との具体的なシナジーについても依然として不明確であるため、これらの点について更なる確認が必要であると考えております。

そして、本特別委員会においても、慎重に検討した結果、YAGEO取引に対しては、従前の質問状に対する回答や面談内容、2025年５月９日付でYAGEO Electronics Japanが提出した公開買付届出書（以下「YAGEO公開買付届出書」といいます。）等の内容を踏まえ、当社とYAGEOグループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、当社及び本特別委員会として、YAGEO取引に対する追加質問を行うこととしました。

以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、2025年５月21日に、当社の取締役会に対して、現時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO公開買付価格がミネベアミツミ公開買付価格を上回る等の事情から、当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、及び、現時点においてYAGEO公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする追加答申書（以下「2025年５月21日付追加答申書」といいます。）を提出いたしました。

そして、当社は、2025年５月21日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025年５月21日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、現時点における当社の意見として、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においてはYAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしました。

以上を踏まえ、当社は、2025年５月１日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。訂正箇所には下線を付しております。

なお、当社は、2025年５月21日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、YAGEO公開買付けに対して、意見の表明を留保することもあわせて決議しております。YAGEO公開買付けに対する当社の意見の詳細及びYAGEO公開買付けに対する質問内容につきましては、2025年５月21日付「YAGEO Electronics Japan合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」（以下「2025年５月21日付YAGEO意見留保プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

記

3．ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（1）ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容

（訂正前）

＜前略＞

当社は、2025 年４月 10 日に、本特別委員会に対し追加諮問事項を諮問し、2025 年４月 16 日から 2025 年４月 30 日までに開催された計６回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有いたしました。また、本特別委員会は、2025 年４月 17 日に AP グループ（下記「（２）ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①　ミネベアミツミ公開買付けの概要」において定義します。）に対し、当社への資本参画の目的及び関与方法について改めて質問し、ミネベアミツミから説明を受けている内容と相違ないことを確認し、さらに、当社からも、YAGEO から当社に対する 2025 年４月 21 日付公開書簡の内容をもってしても、YAGEO 取引に係るシナジーについての当社の考えに変更がないことを確認いたしました。そして、下記「（６）ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は追加諮問事項について、慎重に検討した結果、本日付で、当社の取締役会に対して、2025 年４月 10 日付答申書の答申内容に変更がないことを内容とする追加答申書（以下「追加答申書」といいます。）を提出いたしました。

その上で、当社は、追加答申書の内容を最大限尊重しつつ、2025 年４月 17 日から同月 18 日に実施した当社の従業員及び取引先に対するアンケート結果も踏まえて慎重に検討した結果、本日時点においても、ミネベアミツミ取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他に 2025 年４月 10 日時点における当社のミネベアミツミ公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、本日、取締役全員の一致により、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「（６）ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

（訂正後）

＜前略＞

当社は、2025 年４月 10 日に、本特別委員会に対し追加諮問事項を諮問し、2025 年４月 16 日から 2025 年４月 30 日までに開催された計６回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有いたしました。また、本特別委員会は、2025 年４月 17 日に AP グループ（下記「（２）ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①　ミネベアミツミ公開買付けの概要」において定義します。）に対し、当社への資本参画の目的及び関与方法について改めて質問し、ミネベアミツミから説明を受けている内容と相違ないことを確認し、さらに、当社からも、YAGEO から当社に対する 2025 年４月 21 日付公開書簡の内容をもってしても、YAGEO 取引に係るシナジーについての当社の考えに変更がないことを確認いたしました。そして、下記「（６）ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、

本特別委員会は追加諮問事項について、慎重に検討した結果、2025 年５月１日付で、当社の取締役会に対して、2025 年４月 10 日付答申書の答申内容に変更がないことを内容とする追加答申書（以下「追加答申書」といいます。）を提出いたしました。

その上で、当社は、追加答申書の内容を最大限尊重しつつ、2025 年４月 17 日から同月 18 日に実施した当社の従業員及び取引先に対するアンケート結果も踏まえて慎重に検討した結果、2025 年５月１日時点においても、ミネベアミツミ取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他に 2025 年４月 10 日時点における当社のミネベアミツミ公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、2025 年５月１日、取締役全員の一致により、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「（６）ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

その後、YAGEO が、2025 年５月８日付 YAGEO 公開買付開始プレスリリースにおいて、公表しましたとおり、YAGEO 公開買付けが 2025 年５月９日より開始しており、YAGEO は YAGEO 公開買付価格を、2025 年４月 17 日付で YAGEO が公表しておりました 5,400 円から、6,200 円に引き上げております。

これを受けて、当社は、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行ってまいりました。

そして、当社は、下記「（６）ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載の、本特別委員会が提出した 2025 年５月 21 日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025 年５月 21 日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、現時点における当社の意見として、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においては YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「（６）ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

（２）ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由

④　当社がミネベアミツミ公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（訂正前）

＜前略＞

また、当社は、上記協議と並行して、2025 年４月 16 日から 2025 年４月 30 日までに開催された計６回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有いたしました。また、本特別委員会は、2025 年４月 17 日に AP グループに対し、当社への資本参画の目的及び関与方法について改めて質問し、ミネベアミツミから説明を受けている内容と相違ないことを確認し、さらに、当社からも、YAGEO から当社に対する 2025 年４月 21 日付公開書簡の内容をもってしても、YAGEO 取引に係るシナジー

についての当社の考えに変更がないことを確認いたしました。そして、下記「（６）ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「（ⅱ）検討の経緯」に記載のとおり、本特別委員会は、追加諮問事項について慎重に検討した結果、本日付で、当社の取締役会に対して、2025 年４月 10 日付答申書の答申内容に変更がないことを内容とする追加答申書を提出いたしました。

その上で、当社は、追加答申書の内容を最大限尊重しつつ、2025 年４月 17 日から同月 18 日に実施した当社の従業員及び取引先に対するアンケート結果も踏まえて慎重に検討した結果、本日時点においても、ミネベアミツミ取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他に 2025 年４月 10 日時点における当社のミネベアミツミ公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、本日、取締役全員の一致により、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

（訂正後）

＜前略＞

また、当社は、上記協議と並行して、2025 年４月 16 日から 2025 年４月 30 日までに開催された計６回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有いたしました。また、本特別委員会は、2025 年４月 17 日に AP グループに対し、当社への資本参画の目的及び関与方法について改めて質問し、ミネベアミツミから説明を受けている内容と相違ないことを確認し、さらに、当社からも、YAGEO から当社に対する 2025 年４月 21 日付公開書簡の内容をもってしても、YAGEO 取引に係るシナジーについての当社の考えに変更がないことを確認いたしました。そして、下記「（６）ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「（ⅱ）検討の経緯」に記載のとおり、本特別委員会は、追加諮問事項について慎重に検討した結果、2025 年５月１日付で、当社の取締役会に対して、2025 年４月 10 日付答申書の答申内容に変更がないことを内容とする追加答申書を提出いたしました。

その上で、当社は、追加答申書の内容を最大限尊重しつつ、2025 年４月 17 日から同月 18 日に実施した当社の従業員及び取引先に対するアンケート結果も踏まえて慎重に検討した結果、2025 年５月１日時点においても、ミネベアミツミ取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他に 2025 年４月 10 日時点における当社のミネベアミツミ公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、2025 年５月１日、取締役全員の一致により、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

その後、YAGEO が、2025 年５月８日付 YAGEO 公開買付開始プレスリリースにおいて、公表しましたとおり、YAGEO 公開買付けが 2025 年５月９日より開始しており、YAGEO は YAGEO 公開買付けにおける公開買付価格を、2025 年４月 17 日付で YAGEO が公表しておりました 5,400 円から、6,200 円に引き上げております。

これを受けて、当社は、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行ってまいりました。

当社は、経済産業省が 2023 年８月 31 日付で公表した企業買収行動指針を踏まえ、「株主の利益にとって適正な範囲を超えて不当な取引条件」であると評価される場合でない限り、公開買付けに対して賛同するか否かについては当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断すべきと考えているところ、ミネベアミツミ公開買付けは不当な取引条件ではなく、また、当社の株主をミネベアミ

ツミ及び AP グループのみとするための取引が、YAGEO 取引に比べて当社の中長期的な更なる成長と企業価値向上に資するとの考えに変更はありません。以上の事情を踏まえると、当社としては、現時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であると考えております。一方で、ミネベアミツミ公開買付価格 5,500 円が、YAGEO 公開買付価格 6,200 円を下回っていることから、当社及び本特別委員会は、ミネベアミツミに対して、2025 年５月 12 日にミネベアミツミ公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請したところ、2025 年５月 16 日に、ミネベアミツミから、YAGEO 公開買付けには我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外為法等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、独占禁止法の事前届出の必要性について疑義があると考えていること、仮に今後 YAGEO において、YAGEO 公開買付けの公開買付期間中に、当社株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、ミネベアミツミとして対応策を積極的に検討していく旨の回答がありました。

この点については、当社としても、YAGEO が公表した YAGEO 予告公表プレスリリースに記載していた外為法及び台湾対外投資規制の申請及び承認スケジュールから遅延が生じており、YAGEO 取引の実現可能性に疑義が生じていると考えており、また、YAGEO 取引については当社との具体的なシナジーについても依然として不明確であるため、これらの点について更なる確認が必要であると考えております。

また、本特別委員会においても、慎重に検討した結果、YAGEO 取引に対しては、従前の質問状に対する回答や面談内容、YAGEO 公開買付届出書等の内容を踏まえ、当社と YAGEO グループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、当社及び本特別委員会として、YAGEO 取引に対する追加質問を行うこととしました。そして、下記「（６） ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、慎重に検討した結果、2025 年５月 21 日付で、当社の取締役会に対して、現時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO 公開買付価格がミネベアミツミ公開買付価格を上回る等の事情から、当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、及び、現時点において YAGEO 公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO 公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする 2025 年５月 21 日付追加答申書を提出いたしました。

そして、当社は、2025 年５月 21 日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025 年５月 21 日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、現時点におけるミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においては YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしました。

なお、2025 年５月 21 日時点における YAGEO 公開買付けに対する当社の意見の詳細は、2025 年５月 21 日付 YAGEO 意見留保プレスリリースをご参照ください。

（６）ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置

④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

（訂正前）

＜前略＞

当社は、2025年４月16日から2025年４月30日までに開催された計６回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及びYAGEO取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有し、本特別委員会は、当該提供された情報等を踏まえ、追加諮問事項について、慎重に協議及び検討を行いました。

そして、本特別委員会は、2025年４月10日以降ミネベアミツミ取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているかに関する事実関係の確認等を行い、追加諮問事項について検討を行った結果、2025年４月10日付答申書の答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、本日、追加答申書を提出いたしました。

＜中略＞

d 総括

以上のことから、本日時点においても、本特別委員会は、2025年４月10日付答申書において表明した、以下の意見に変更はない。

（ア）当社はミネベアミツミ公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社株主に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきであり、ミネベアミツミ取引は当社の少数株主にとって不利益なものではない。

（イ）本特別委員会は、本特別委員会として賛同の意見を表明することが適当であるミネベアミツミ公開買付けと択一的な関係にあるYAGEO公開買付けに関しては、反対の意見を表明するとともに、当社株主にYAGEO公開買付けに応募しないようお願いする旨の意見を表明することが適当であり、少数株主にとって不利益であると判断せざるを得ない。

（訂正後）

＜前略＞

当社は、2025年４月16日から2025年４月30日までに開催された計６回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及びYAGEO取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有し、本特別委員会は、当該提供された情報等を踏まえ、追加諮問事項について、慎重に協議及び検討を行いました。

そして、本特別委員会は、2025年４月10日以降ミネベアミツミ取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているかに関する事実関係の確認等を行い、追加諮問事項について検討を行った結果、2025年４月10日付答申書の答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年５月１日、追加答申書を提出いたしました。

その後、当社は、2025年５月12日から2025年５月20日までに開催された計４回の特別委員会において、各委員に対して、ミネベアミツミ取引及びYAGEO取引の検討状況・検討内容等の情報を適宜共有し、本特別委員会は、当該提供された情報等を踏まえ、慎重に協議及び検討を行いました。

そして、本特別委員会は、慎重に検討した結果、YAGEO取引に対しては、従前の質問状に対する回答や面談内容、YAGEO公開買付届出書等の内容を踏まえ、当社とYAGEOグループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、当社及び本特別委員会として、YAGEO取引に対する追加質問を行うこととしました。

以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、2025年５月21日に、当社の取締役会に対して、現時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO公開買付価格がミネベアミツミ公開買付価格を上回る等の事情から、当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、及び、現時点においてYAGEO公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする2025年５月

21日付追加答申書を提出いたしました。

＜中略＞

d 総括

以上のことから、本日時点においても、本特別委員会は、2025年４月10日付答申書において表明した、以下の意見に変更はない。

（ア）当社はミネベアミツミ公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社株主に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきであり、ミネベアミツミ取引は当社の少数株主にとって不利益なものではない。

（イ）本特別委員会は、本特別委員会として賛同の意見を表明することが適当であるミネベアミツミ公開買付けと択一的な関係にあるYAGEO公開買付けに関しては、反対の意見を表明するとともに、当社株主にYAGEO公開買付けに応募しないようお願いする旨の意見を表明することが適当であり、少数株主にとって不利益であると判断せざるを得ない。

（ｖ）2025年５月21日付追加答申書の判断内容

本特別委員会が提出した2025年５月21日付追加答申書の概要は以下のとおりです。

(a) 答申内容

a 本特別委員会が2025年４月10日付答申書において表明した、当社取締役会はミネベアミツミ公開買付けに関して賛同の意見を表明する決議をすべきであり、ミネベアミツミ公開買付けを含むミネベアミツミ取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないとの意見に変更はない。もっとも、ミネベアミツミ公開買付け開始日後の事実関係を勘案し、当社取締役会は当社株主に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、当社株主がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、当社株主の判断に委ねることを決議すべきである。

b 本特別委員会としては、当社取締役会がYAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することはYAGEO公開買付けへの対応として不合理ではないと考える。

(b) 答申理由

a ミネベアミツミ公開買付けについての検討

（ア）ミネベアミツミ取引の目的の正当性・合理性（企業価値の向上に資するかを含む。）

2025年４月10日付答申書及び追加答申書において認定したミネベアミツミ取引の目的の正当性・合理性に関する前提事実に変動はないことから2025年４月10日付答申書におけるミネベアミツミ取引の目的は、当社の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であるとの本特別委員会の意見に変更はない。なお、2025年５月21日時点において、ミネベアミツミは、YAGEOが当社株式の取得に係る外為法上の承認を取得できる、又は取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、対応策を積極的に検討する方針とのことであり、ミネベアミツミ取引実現への意欲は一応認められる。したがって、YAGEO公開買付価格が6,200円に引き上げられたことを受けて、ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付価格の引き上げを行っていないことは少なくとも2025年５月21日時点において上記意見に影響を及ぼすものとまではいえない。

（イ）ミネベアミツミ取引の条件（ミネベアミツミ公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性

ミネベアミツミ公開買付価格5,500円はYAGEO公開買付価格である6,200円を下回る

価格である。もっとも、この他に、2025 年４月 10 日付答申書及び追加答申書において認定したミネベアミツミ取引の条件に関する前提事実に変動はないことから、2025 年４月 10 日付答申書及び追加答申書におけるミネベアミツミ公開買付価格その他のミネベアミツミ取引に係る取引条件は公正な条件であるとの本特別委員会の意見に変更はない。但し、YAGEO 公開買付価格がミネベアミツミ公開買付価格を上回っていること、ミネベアミツミからはミネベアミツミ公開買付価格を含むミネベアミツミ取引の条件の変更に関して具体的な提案が示されていないため、当社取締役会としてはミネベアミツミ取引に対する意見形成について別途の検討をする必要がある。

（ウ）ミネベアミツミ取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

2025 年４月 10 日付答申書及び追加答申書において認定したミネベアミツミ取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性に関する前提事実に変動はないことから、2025 年４月 10 日付答申書及び追加答申書におけるミネベアミツミ取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であるとの本特別委員会の意見に変更はない。

（エ）ミネベアミツミ取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か

以上から、本特別委員会は、2025 年５月 21 日時点においても、2025 年４月 10 日付答申書及び追加答申書において表明した、当社取締役会はミネベアミツミ公開買付けに関して賛同の意見を表明することを決議すべきであり、ミネベアミツミ取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないとの意見に変更はない。但し、当社取締役会は、当社株主に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、当社株主がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、当社株主の判断に委ねることを決議すべきである。

b　YAGEO 公開買付けについての検討

本特別委員会は、当社取締役会はミネベアミツミ公開買付けと択一的な関係にある YAGEO 公開買付けに対しては反対の意見を表明すべきである旨の 2025 年４月 10 日付答申書を提出し、追加答申書において、かかる意見に変更がないことを表明した。もっとも、2025 年５月 21 日時点において、YAGEO 公開買付価格はミネベアミツミ公開買付価格を上回っていることから、2025 年４月 10 日付答申書及び追加答申書における重要な前提事実に変動があるといえ、上記意見を維持することの合理性は慎重に検討すべきである。そして、2025 年５月 21 日時点において、当社と YAGEO とのシナジー、YAGEO 公開買付けの実現可能性に関する事項等について、YAGEO からは確認できておらず、金融商品取引法に基づく意見表明報告書における公開買付者に対する質問制度その他の機会を通じて YAGEO に対して質問を行い、YAGEO 公開買付けに関して引き続き検討する必要があることから、当社取締役会が YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは YAGEO 公開買付けへの対応として不合理ではないと考える。

c　総括

本特別委員会が 2025 年４月 10 日付答申書において表明した、当社取締役会はミネベアミツミ公開買付けに関して賛同の意見を表明する決議をすべきであり、ミネベアミツミ公開買付けを含むミネベアミツミ取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないとの意見に変更はない。もっとも、ミネベアミツミ公開買付け開始日以降の事情を勘案し、当社取締役会は当社株主に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、当社株主がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、当社株主の判断に委ねることを決議すべきである。

また、本特別委員会としては、ミネベアミツミ公開買付け開始日以降の事情を勘案し、当社取締役会がYAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することはYAGEO公開買付けへの対応として不合理ではないと考える。

⑥　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

（訂正前）

＜前略＞

そして、当社は、北浜法律事務所から得た法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言、山田コンサルから得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書（野村證券）及び本特別委員会が山田コンサルから取得した本株式価値算定書（山田コンサル）の内容並びに、本特別委員会から入手した2025年４月10日付答申書及び追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、慎重に協議・検討を行った結果、上記「（２）ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④　当社がミネベアミツミ公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本日時点においても、ミネベアミツミ取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他に2025年４月10日時点における当社のミネベアミツミ公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、本日、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役７名の全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、利害関係を有しない当社の監査役３名（うち社外監査役２名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

（訂正後）

＜前略＞

そして、当社は、北浜法律事務所から得た法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言、山田コンサルから得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書（野村證券）及び本特別委員会が山田コンサルから取得した本株式価値算定書（山田コンサル）の内容並びに、本特別委員会から入手した2025年４月10日付答申書及び追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、慎重に協議・検討を行った結果、上記「（２）ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④　当社がミネベアミツミ公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2025年５月１日時点においても、ミネベアミツミ取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他に2025年４月10日時点における当社のミネベアミツミ公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、2025年５月１日、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役７名の全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、利害関係を有しない当社の監査役３名（うち社外監査役２名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

その後、YAGEOが、2025年５月８日付YAGEO公開買付開始プレスリリースにおいて、公表しましたとおり、YAGEO公開買付けが2025年５月９日より開始しており、YAGEOはYAGEO公開買付価格を、2025年４月17日付でYAGEOが公表しておりました5,400円から、6,200円に引き上げました。

そして、当社は、北浜法律事務所から得た法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言、山田コンサルから得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書（野村證券）及び本特別委員会が山田コンサルから取得した本株式価値算定書（山田コンサル）の内容並びに、本特別委員会から入手した2025

年４月10日付答申書、追加答申書及び2025年５月21日付追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、慎重に協議・検討を行った結果、上記「（２）ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④　当社がミネベアミツミ公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は2025年５月21日開催の取締役会において、現時点における当社の意見として、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においてはYAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役７名の全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、利害関係を有しない当社の監査役３名（うち社外監査役２名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

以　上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、ミネベアミツミ公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ずミネベアミツミ公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実がミネベアミツミ公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

ミネベアミツミ公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、ミネベアミツミ公開買付けには適用されず、ミネベアミツミ公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者（affiliate）（以下「関連者」といいます。）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14ｅ－５条(ｂ)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で、ミネベアミツミ公開買付けの開始前、又は公開買付期間中にミネベアミツミ公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

ミネベアミツミ公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。ミネベアミツミ公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、当社又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、ミネベアミツミ公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。